

# 2月17日(月)～3月17日(月)は 市民税・県民税と所得税の申告 の期間です

市では期間中、各会場を設け、受け付けなどを行います。各会場は大変混雑します。ご来場の際はご注意ください。

## ◆市民税・県民税の申告が必要な人

次に該当する人は市・県民税の申告が必要です。

※平成25年分の所得税の確定申告をする人は、市・県民税申告の必要はありません。

●平成26年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する人。

- ①事業所得(農業など)や不動産・配当などの所得のあった人。
- ②次に該当する給与所得者。
  - ▼勤務先から市へ給与支払報告書(源泉徴収票と同じ内容のもの)が提出されていない人(退職者の一部を除き、市への提出

## ●市・県民税申告相談(所得税確定申告)受付日程●

期日	会場	受付時間
2/17(月)～2/25(火) ※土・日曜日を除く	イオンモール千葉ニュータウン3階イオンホール	午前10時～正午、午後1時～4時
2/26(水)	本埜公民館	午前10時～正午、午後1時～4時
2/27(木)、2/28(金)	ふれあいセンターいんば3階会議室	午前10時～正午、午後1時～4時
3/3(月)～3/17(月) ※土・日曜日を除く	印西市役所附属棟2階	午前9時～正午、午後1時～4時

※会場では、市・県民税の自書申告の作成相談を行っています(簡易な所得税確定申告の助言も行っていきます)。また、作成済みの申告書(所得税含む)の提出も受け付けています。

## ◆必ずお読みください◆

- 各会場とも、税務署員はおりません。市職員による助言となります。
- 混雑具合により受付時間中に締め切らせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。また、電話で会場の混雑状況などのお答えはできかねますのでご了承ください。
- 市役所市民税課・各支所・各出張所の窓口では、申告相談は行っていませんので、申告受付期間中は各会場をご利用ください。なお、市民税課(市役所が会場ではない期間)・各支所市民福祉課の窓口においては、申告書の提出のみ受け付けします。
- 申告書の控えが必要な場合は、必ずその場で申し出てください。後日控えが必要になっても、交付することができません。また、控えの用紙に記入する際は、必ずボールペンなどの消えない筆記用具で記入してください。
- 税務署員がおりませんので、添付書類の提示による所得税確定申告書などの提出は、会場で受け付けることができません。

が必要になることがあります。

## ◆所得税の確定申告が必要な人

●各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある人など。

●給与所得がある場合…次のいずれかに当てはまる人。

- ▼給与収入が2,000万円を超える人▼給与を1力所から受けていて、給与以外の所得(農業や年金など)の合計額が20万円を超える人▼給与を2力所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人▼源泉徴収の規定が適用されない給与を受けていた人。

## ◆市内各会場で助言できない内容

▼分離課税所得(土地や建物、株式(特定口座取引含む)などの売却による譲渡所得、分離課税を選択した配当所得、先物取引、山林所得、退職所得)のある申告▼住宅借入金等特別控除のうち、連帯債務のある申告や増改築、特定増改築(バリアフリー)改修工事・省エネ改修工事)・耐震改修などに関する申告▼事業所得(農業・営業など)、不動産所得の収支内訳書の作成

▼青色申告▼雑損控除、外国税額控除の申告▼損失を繰り越す申告▼消費税、贈与税、相続税の申告▼その他複雑な申告。これらについては、成田税務署が開催する申告相談会場「イオンモール成田」(詳しくは左下記事および「広報いんざい」1月15日号参照)で申告してください。なお、提出のみであれば受け付けします。

## ◆申告に必要なもの

- ▼認め印(スタンプ式不可)▼電卓▼筆記用具▼源泉徴収票(原本)▼事業所得・不動産所得のある人は作成済の収支内訳書▼生命保険や地震保険などの控除証明書(原本)▼国民年金保険料控除証明書や国民健康保険税・介護保険料などの支払金額の分かるもの▼医療費控除を受ける人は、医療費の領収書(事前に年間合計額を計算)、保険などで補てんされる金額が分かるもの▼所得税の還付を受ける人は、申告者本人名義の金融機関および口座番号。

## ◆年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が40万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。この場合であっても、還付を受けるための申告書を提出することができません。なお、市・県民税については、この確定申告不要制度に該当する人で、公的年金等の収入以外に所得が全くない場合は、同様に申告書の提出義務はありませんが、源泉徴収票に記載されている控除以外の控除(医療費控除、扶養控除、生命保険料控除など)を受ける場合は市・県民税の申告が必要です。

## ◆申告書の提出

0万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※この場合であっても、還付を受けるための申告書を提出することができません。

なお、市・県民税については、この確定申告不要制度に該当する人で、公的年金等の収入以外に所得が全くない場合は、同様に申告書の提出義務はありませんが、源泉徴収票に記載されている控除以外の控除(医療費控除、扶養控除、生命保険料控除など)を受ける場合は市・県民税の申告が必要です。

## ◆申告書の提出

各税務署のほかに市役所市民税課および市内の各支所・出張所にも用意してありますが、数に限りがあるので、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)を利用ください。

## ◆所得税の確定申告書用紙

※所得税の確定申告書用紙の郵送は、市では行っていません。用紙の郵送請求は左記へお問い合わせください。

成田税務署(☎5151)。

## ◆所得税の確定申告書の作成(検算)は国税庁のホームページが便利

申告会場以外でも、国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成・印刷した確定申告書を、税務署に提出することができます。なお、土地・建物等譲渡所得のある人など、特例の内容などにより利用できない場合もありますのでご注意ください(詳しくは国税庁ホームページを参照)。

## ◆申告書は郵送で提出可能

できあがった確定申告書は郵便(封筒の裏側に、ご自分の住所・氏名を明記)で提出ができます(通信日付印が3月17日の申告期限内となるよう、早めに送付してください)。

記載事項や添付資料に漏れがないよう、よくご確認ください。成田税務署(〒286-8501成田市加良部1丁目15番地)まで送付してください。

※時間外および休日の確定申告

【所得税の確定申告書】成田税務署(☎5151)。

【市民税・県民税の申告書】市役所市民税課市民税班(☎内線3233/326)。

【所得税の確定申告書】成田税務署(☎5151)。

## 無料相談会・確定申告作成会場のご案内

### ◆税理士による無料相談会

税理士による無料申告相談会(入退場自由)を行います。

この相談会では、書面による申告書作成もできますが、補助者付添によるパソコンで簡単に申告書の作成と提出(送信)ができますのでご利用ください。

●給与所得者(医療費控除・住宅借入金等特別控除・年末調整未済)、年金所得者の人(土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合は除く)。

※確定申告期間中は、市職員のみ対応となり、また各申告会場が大変込み合うので、この相談会のご利用をお勧めします。

なお、会場への混雑状況の問い合わせはご遠慮ください。

●2月11日(祝)を除く2月10日(月)～14日(金)・いずれも午前10時～正午、午後1時～4時。

●イオンモール千葉ニュータウン3階イオンホール(中央南)。

### ◆成田税務署確定申告作成会場

平成25年分の所得税・復興特別所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談と提出のための会場を設置します。この期間中は、成田税務署内には、「作成・相談会場」を設けておりません。なお、作成が完了した申告書は税務署庁舎内でも受け付けできます。(土・日曜日、祝日を除く)。

●3月17日(月)までの午前9時～午後4時(提出は午後5時まで。土・日曜日および祝日は除く)。

※混雑時は、早めに受け付けを締め切る場合があります。※2月23日(日)・3月2日(日)に限り、確定申告の相談および受け付けを行っています。

●イオンモール成田2階イオンホール(成田市ウイング土屋24)。

※無料相談会・確定申告作成会場の詳細については下記へ。

●成田税務署(☎5151)。